

こども家庭センターについて (R5. 4. 1 現在)

事業名	子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センター	
		子育て支援課 (基本型)	健康推進課 (母子保健型)
事業開始 (愛西市)	令和 4 年 4 月	平成 29 年 6 月	
目的	子どもとその家族及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による 継続的なソーシャルワーク までを行う。	妊娠期から子育て期にわたるまで 切れ目ない支援 を実施するため、子ども及びその保護者等がその選択に基づき、教育、保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じた助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整等 を行う。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援業務に係る業務 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務 関係機関との連絡調整 その他必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと 支援プランを策定すること 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと 	
根拠法	児童福祉法第 10 条の 2 (平成 28 年改正) ※「拠点」の設置の義務付け (努力義務)	母子保健法第 22 条 (平成 28 年改正) ※平成 32 年度末までの全国展開を目指す (努力義務) 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項 (平成 24 年)	
人員配置	【小規模 B 型】 児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万未満 <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援員 (常時 2 名 : 1 名は非常勤可) 虐待対応専門員 (常時 1 名 : 非常勤可) 	利用者支援専門員 1 名以上	保健師等 1 名以上
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性を持った機関・体制 地域の資源を有機的につないで (ソーシャルワーク機能) 在宅支援 原則として 18 歳までのすべての子ども (とその家庭及び妊産婦等) を切れ目なく継続的に支援 	母子コーディネーター (専任、兼任) による相談対応。アセスメントし、支援プランを作成する。	母子コーディネーター (専任、兼任) による妊娠届出時の面接を主に相談対応。アセスメントし、支援プランを作成し、その後の進捗管理をする。

	・個人ではなく、チーム（組織）で支援する体制（人的資源等）の構築・運用		
業務内容（愛西市）	資料7のとおり	資料1のとおり	
愛西市の人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援員 常勤：1名（保健師） 非常勤：専任1名、兼任1名 （保健師 3日/週） ・虐待対応専門員（常時1名：非常勤可） 常勤：1名 非常勤（家庭相談員）：2名 （教員1名・保育士1名 4日/週） ※人員配置の補充として、1名（常勤：保育士）、1名（非常勤：保健師）	母子コーディネーター 非常勤：専任2名（利用者支援専門員、保育士1名、保健師※1名 4日/週） 兼任1名 （保健師 3日/週） 常勤兼任：1名（保健師 育休中） ※産休・育休代替	母子コーディネーター 常勤：2名（保健師、兼任） 非常勤：2名（保健師、専任：4日/週）
事業費（R4）	7,019,648円	9,582,780円	
補助金名称	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（国）	子ども・子育て支援交付金（国・県）	
補助率	1/2	国 2/3 県 1/6	
補助金（歳入）	840,000円	7,340,000円	

事業名	こども家庭センター
業開始（愛西市）	令和6年4月（予定）
目的	子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援全般に係る業務 実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整、その他の母子保健業務（健康診査等） ・支援の必要性のある妊産婦や子ども等のいる家庭への支援業務 相談（・通告）の受付等、ケース会議の開催、サポートプランの策定・更新等、支援・指導等 ・地域資源の発掘・担い手の確保等 地域資源の把握、担い手の確保等の地域資源の開拓 ・その他（望ましい業務） 地域子育て相談機関の設定、家庭支援事業の利用勧奨・措置、在宅指導措置の委託、要対協調整機関としての業務
令和6年度からの新規事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問により、子育てに関する情報提供、家事・育児に関する援助をする。 ・親子関係形成支援事業：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
根拠法	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月改正）（努力義務）
体制	<p>①「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること</p> <p>②センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立</p> <p>③統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること</p> <p>※同一の場所で実施することが望ましいが、児童福祉と母子保健の<u>一体的な提供ができる体制</u>が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。</p>
人員配置（基準）	未定

<p>愛西市の人員配置（想定）</p>	<p>愛西市として、「こども家庭センター」として求められている機能は実施している。 体制整備と、新規事業についての検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター長（健康子ども部長が兼務）★ ・<u>統括支援員</u>（児童福祉、母子保健双方に十分な知識をもつ者）・・・常勤 ★ ・保健師 ・子ども家庭支援員（常時2名：非常勤可） ・虐待対応専門員（常時1名：非常勤可） ・<u>困難事例対応職員</u>（精神保健福祉士、社会福祉士等 R7までに設置必須） ・利用者支援専門員（9:00-16:00 平日毎日1人） ・心理担当職員（臨時） ・安全対応・事務 <p>太字 ……新たな職員 網掛け…総合支援拠点職員 下線 ……包括支援センター職員</p> <pre> graph TD A[センター長(部長)★] --- B[統括支援員★] B --- C[保健師等] C --- D[子ども家庭支援員] C --- E[心理担当職員] D --- F[虐待対応専門員] D --- G[困難事例対応職員] D --- H[利用者支援専門員] F --- G --- H </pre> <p>★縦の指揮命令システムが必要</p>
<p>補助金名、補助率</p>	<p>未定</p>